

# 東日本大震災以後の備忘録ないしは切り抜き帳(その78)

[2018年4月27日(金)]

○昨日の記事と重複するが、今朝の河北新報は1面トップで『<大川小津波訴訟> 事前防災に過失 仙台高裁、石巻市教委の責任も認定』との大見出しで、昨日の仙台高裁の判決を報じていた。「東日本大震災の津波で死亡・行方不明になった石巻市大川小の児童23人の19遺族が、市と宮城県に約23億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、仙台高裁は26日、教員らの避難対応の過失のみを認定した一審仙台地裁判決を変更し「学校は津波避難場所を定めておくべきだった」として市・県に計約14億3610万円の賠償を命じた。校長ら大川小の幹部と市教委に組織的な過失があったと判示した。学校の事前防災を巡り法的責任を認めた司法判断は初めて。小川浩裁判長は、「校長らは児童を守るため、平均より高いレベルの防災知識を収集・蓄積しなければならない職務上の立場にある」と強調。一部学区が津波浸水予想区域を含み、校舎が北上川堤防から西に、約200メートルと近接することから「津波で浸水する危険性はあったと言うべきで、予見は可能だった」と認定した。大川小の危機管理マニュアルが校庭からの避難場所「近隣の空き地・公園等」としたのは「不適切」と指弾。校長らは遅くとも市教委にマニュアルを提出した2010年4月までに、堤防付近の三角地帯(標高6~7メートル)を経由した林道を避難場所と明記し、市教委は内容を確認して不備を指摘すべきだったと判断した。マニュアル整備の段階で、保護者への児童の引き渡し手順や周辺住民との認識の共有を進めていれば、震災当日に約35分間、校庭に待機しなかったと指摘。「適切なマニュアルがあれば、地震発生から6分後の大津波警報発令時点で林道への避難を開始し、事故を回避できた」と結論付けた。大川小では児童74人と教職員10人が津波で死亡・行方不明になった。16年10月の地裁判決は市・県に計約14億2660万円の賠償を命じ、遺族と市・県の双方が控訴した。高裁判決を受け、石巻市の亀山紘市長は「大変厳しい結果だ。上告するかどうかは白紙。早い段階で方針を決めたい」と述べた。村井嘉浩知事は「今後の対応は、学校設置者の石巻市の意向を最大限尊重して決める」と話した。[大川小津波事故] 2011年3月11日午後2時46分に宮城県沖で起きたマグニチュード(M)9.0の東北地方太平洋沖地震による津波で、石巻市大川小の児童108人のうち70人が死亡し、4人が今も行方不明。教職員11人のうち男性教務主任を除く10人も犠牲となった。校長は休暇で不在だった。学校は北上川河口から約3.7キロ離れ、海拔約1.1メートル。市の津波ハザードマップでは浸水予想区域外だった。地震発生の約50分後に津波が襲来し、最高水位は高さ約8.7メートルに達した。学校管理下で戦後最悪の事故とされる。」



	遺族	市・県	仙台高裁判決
危険の予見	学校周辺は海に面した地域と捉えるべきで、津波が襲来する危険を認識できた。地域の実情を確認し、正しい認識を持つ義務を怠った	津波の危険を具体的に予見することは不可能だった。学校はハザードマップ浸水予想区域外に立地し、過去に津波が到達した記録もなかった	津波被害の危険性が認められ、予見は十分可能だった。大川小と河川堤防が近接することやハザードマップの津波浸水予想区域の正確性を独自に検討すべきだった
組織的過失	大川小の校長らは学校周辺の地理状況を確認せず、適切な津波防災対策を講じなかった。市教委は危機管理マニュアルの危険箇所を指示するなどの義務を怠った	大川小の危機管理マニュアルは地域の実情に応じたもので不備はなく、津波対策は避難所運営が中心だった。市教委は各学校に対し必要十分な助言指導を行っていた	大川小の危機管理マニュアルは地域の実情に応じたものでは書かず、校長らは適切な改訂を怠った。市教委には不備の見直しを指導する義務があった
結果回避	避難先として標高20%の高台を指定していたが、津波を回避できなかった	津波は国や専門家の想定を超える規模で、当時の知見では児童全員を避難を完了させることはできなかった	高台の避難場所を決めておけば、教員らは校庭に長時間待機せず、大津波警報が発令された時点で避難を開始できた

[2018年4月29日(日)]

○今朝の『週のはじめに考える 選挙のメメント・モリ』と題する東京新聞社説を以下に転載させて頂きたい。「同意する」ー。今日も世界中で、そのボタンがポチッとされておりましょう。「いいね」同様、ネット時代になって急に身近になった言葉です。ちょっと前になりますが、海外メディアが英国で行われた無料 Wi-Fi 提供の、ある実験の話題を伝えていました。Wi-Fiを使うには利用規約に「同意する」必要があり、中には「(あなたは)第一子を永久にわれわれの手に委ねることに同意する」といった項目も含まれていたのに、短時間で何人もの人が「同意する」を選んでしまったそうです。◆精査せずに「魂を譲渡」やはり英国のあるオンラインのゲームショップは、利用規約の中に「貴店に魂を譲渡することに同意する」といった項目を潜ませておいた。しかし、実に7,500人ものが同意してしまった、といいます。幸い前者は実験、後者はジョ

ークでしたが、私たちが利用規約を精査せず、どれほど不用心に「同意する」を選んでいるのかを示す結果だとは言えるでしょう。無理からぬ面もあります。例えばスマホのアプリでも、利用規約や個人情報取り扱い方針の長いこと、細かいこと。あれを全部読んで判断して「同意する」なんて、ほとんど非現実的でしょう。わが子や魂ほどではないにしろ、あなたの位置情報をいただく、個人情報を第三者に提供する、といった繊細微妙な条件が含まれていることもあるのに、それと知らず「同意する」をクリックしていることも少なくはないはず。後で、こう言いたくなるでしょう。「確かに『同意する』はクリックしたが、そんなことにまで同意したつもりはない」◆そこまでは「同意」せずここで思い浮かぶのは、選挙における当選者、あるいは多数の議席を得て政権を握った政党、または、そのリーダーのことです。例えばトランプ米大統領。この人物を、大統領にすることに多くの人が「同意した」ことはまぎれもない事実です。しかし、その人々は、地球温暖化防止の国際的ルール・パリ協定からの離脱や、中東情勢を混乱させるイラン核合意の破棄、イスラエルの米大使館のエルサレム移転といったことにも「同意した」のでしょうか。例えば安倍晋三首相。確かに、選挙では自民党が圧勝、投票者の大勢が政権を任せることには「同意」したと言えるでしょう。しかし、人々は果たして、戦争に近寄る安保関連法や国民の自由を脅かしかねない「共謀罪」法をつくることにまで同意する、という認識で投票したのでしょうか。仮に、公約に挙げていた政策だとしても、選挙の勝利だけで、それらに「同意」を得たというのは無理がありましよう。アプリの利用規約と似たりよったり、やたらに長く、多項目。すべてを是と判断して「同意する」をクリック…いや、投票したという人が多くいたとはとても思えません。じき憲法記念日ですが、わけても九条改憲の企図には、違和感を禁じ得ないのです。古賀誠・元自民党幹事長も語ったように「『九条を変えるべきだ』という国民の熱意は一つも伝わってこない」。国民は求めていないのに、憲法に縛られる権力の側だけが「とにかく変える」と色めき立っている。無論、最後には国民投票で「同意する」「しない」が問われますが、そもそも、首相が改憲に旗を振ることに有権者は「同意した」のでしょうか。最新の世論調査によれば、安倍政権下での改憲は望まない、が3分の2。つまり、こんな意識では、「確かに投票はしたが、そんなことにまで同意したつもりはない」選挙で勝った側が政権を担うのは当然、選挙で前面に打ち出した主張に沿って政策を進めるのもまたしかりでしょう。しかし、別に有権者から白紙小切手をもらったわけではありません。では、どう振る舞うべきか。言葉遊びをさせてもらえれば、「死を想え」という意のラテン語の警句を借りて、安倍さんやトランプさんにはこう申し上げたい。メメント・モリ、と。◆「多数決」機能するには選挙の拠って立つ「多数決の原理」が、民主主義を支える原理として機能する時、所与の条件ともいえるのが、勝った側の「慎み」でしょう。敗れた少数側の主張に対する十分な配慮なくば、多数決はやすやすと分断を生みます。加えるに、自民党とて有権者全体でみれば25%の信任を得ただけですし、トランプ氏も得票数では対立候補に負けています。だからこそ十分な慎みをもってメメント・モリ。勝者に投票されなかった票＝死票に込められた思いを想え、と言いたいのです。」

[2018年5月3日(木)]

○今日は憲法記念日。東京新聞は1面トップで、『9条世界の宝、憲法施行71年 国際会議で繰り返し支持』との大見出しを掲げて、以下の記事を掲載していた。「憲法記念日の3日、日本国憲法は施行から71年を迎えた。あまり知られていないが、世界各国で市民団体などが開く国際会議では、戦争放棄を定めた憲法九条を支持する宣言や声明が繰り返されてきた。平和運動に取り組む国内外の市民らは「九条は世界で必要とされている」と口をそろえる。(署名記事) ちょうど10年前の2008年5月4日～6日、千葉市など国内4会場で「九条世界会議」が開催された。41ヵ国・地域からノーベル平和賞受賞者ら約200人が招かれ、延べ3万人以上の観衆を前に、武力によらずに平和を守る九条の理念を今の世界で生かすには具体的にどうすればいいのか意見交換。出た意見を集約し、すべての政府に軍事費の削減や「平和省」設置、憲法に平和条項を入れることなどを求める「九条世界宣言」を発表した。ガーナからの出席者は「アフリカでも九条の精神を解釈し、紛争と戦争に終止符を打てれば貧困を終わらせることができる」と期待。 連合軍司令部(GHQ)で日本国憲法の草案づくりに携わったベアテ・シロタ・ゴードンさん(故人)は、改憲しないで他国に伝えれば「いろんな国のモデルになる」と話した。九条への関心を高めるきっかけとなったのは、1999年のハーグ世界市民平和会議。100ヵ国以上から平和を願う市民が集まった会議で、日本からも被爆者団体や法律家ら約400人が参加し、平和憲法の意義などを発信した。その結果、10項目の「基本原則」の1番目に「各国議会は、九条のように政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきだ」と明記された。その後もさまざまな国際会議で、九条は「人類の宝」などと共感を集めている。一方、九条を逸脱しかねないような米軍との一体化を進める日本の安全保障政策や、九条自体を変える動きにも度々、警鐘が鳴らされてきた。10年前の九条世界宣言は「九条



の存在自体が脅かされている」と指摘。自民党が改憲4項目の議論を進めていた昨年末、ベトナムで開かれた法律家の国際会議では、九条改憲は「アジア諸国全体に著しく影響を及ぼす」と懸念を示した。」

○同じく今朝の東京新聞社説は『憲法記念日 平和主義の「卵」を守れ』と題して以下のような論評を加えている。「自民党により憲法改正が具体化しようとしている。九条に自衛隊を明記する案は、国を大きく変質させる恐れが強い。よく考えるべき憲法記念日である。ホトトギスという鳥は自分で巣を作らないで、ウグイスの巣に卵を産みつける。ウグイスの母親は、それと自分の産んだ卵とを差別しないで温める。1948年に旧文部省が発行した中高生向けの「民主主義」という教科書がある。そこに書かれた示唆に富んだ話である。◆「何ら変更はない」とは ところが、ほととぎすの卵はうぐいすの卵よりも孵化日数が短い。だから、ほととぎすの卵の方が先にひなになり、だんだんと大きくなってその巣を独占し、うぐいすの卵を巣の外に押し出して、地面に落してみんなこわしてしまう」執筆者は法哲学者の東大教授尾高朝雄といわれる。「民主政治の落とし穴」と題された一章に紹介されたエピソードである。そこで尾高はこう記す。〈一たび多数を制すると、たちまち正体を現わし、すべての反対党を追い払って、国会を独占してしまう。民主主義はいつべんにこわれて、独裁主義だけがのさばることになる〉この例えを念頭に九条を考えてみる。基本的人権や国民主権は先進国では標準装備だから、戦後日本のアイデンティティーは平和主義といえる。国の在り方を決定付けているからだ。九条一項は戦争放棄、二項で戦力と交戦権を否認する。自民党はこれに自衛隊を書き込む提案をしている。安倍晋三首相が1年前にした提案と同じだ。だが、奇妙なことがある。安倍首相は「この改憲によって自衛隊の任務や権限に何らの変更がない」と述べていることだ。憲法の文言を追加・変更することは、当然ながら、その運用や意味に多大な影響をもたらすはずである。◆消えた「必要最小限度」もし本当に何の変更もないなら、そもそも改憲の必要がない。国民投票になれば、何を問われているのか意味不明になる。今までと何ら変化のない案に対し、国民は応答不能になるはずである。動機が存在しない改憲案、「改憲したい」欲望のための改憲なのかもしれない。なぜなら既に自衛隊は存在し、歴代内閣は「合憲」と認めてきたからだ。安倍首相は「憲法学者の多くが違憲だ」「違憲論争に終止符を」というが、どの学術分野でも学説は分かれるものであり、改憲の本質的な動機たりえない。憲法を改正するには暗黙のルールが存在する。憲法は権力を縛るものであるから、権力を拡大する目的であってはならない。また目的を達成するには、改憲しか手段がない場合である。憲法の基本理念を壊す改憲も許されない。このルールに照らせば九条改憲案は理由たりえない。おそらく別の目的が潜んでいるのではないか。例えば自衛隊の海外での軍事的活動を広げることだろう。歴代内閣は他国を守る集団的自衛権は専守防衛の枠外であり「違憲」と国内外に明言してきた。ところが安倍内閣はその約束を反故にし、180度転換した。それが集団的自衛権の容認であり、安全保障法制である。専守防衛の枠を壊してしまったのだ。それでも海外派兵までの壁はあろう。だから改憲案では「自衛隊は必要最小限度の実力組織」という縛りから「必要最小限度」の言葉はずしてはいる。従来と変わらない自衛隊どころでなく、実質的な軍隊と同じになるのではないか。それが隠された動機ならば自民党は具体的にそれを国民に説明する義務を負う。それを明らかにしないで、単に自衛隊を書き込むだけの改憲だと国民に錯覚させるのなら、不公正である。また安倍首相らの根底には「九条は敗戦国の日本が、二度と欧米中心の秩序に挑戦することがないよう米国から押しつけられた」という認識があろう。しかし、当時の幣原喜重郎首相が連合軍最高司令官マッカーサーに戦争放棄を提案した説がある。両者とも後年に認めている。日本側から平和主義を提案したなら「押しつけ論」は排除される。歴史学者の笠原十九司氏は雑誌「世界」6月号(岩波書店)で、幣原提案説を全面支持する論文を発表する予定だ。◆戦争する軍隊になるか 他国の戦争に自衛隊も加われば、およそ平和主義とは相いれない。日本国憲法というウグイスの巣にホトトギスの卵が産みつけられる。「何の変更もない」と国民を安心させ、九条に自衛隊を明記すると、やがて巣は乗っ取られ、平和主義の「卵」はすべて落とされ、壊れる。それを恐れる。」

○今朝の東京新聞「筆洗」も甚だ興味深かったもので、以下に転載させて頂きたい。「地武太治部右衛門(ぢぶたぢぶえもん)さんが、殿様から使者の大役をおおせつかる。ところが、うっかり者で相手に伝えるべき口上をすべて忘れてしまう。落語の「粗忽の使者」である▼忘れたとあつては切腹するしかない。応対した方も困ってしまい、何か思い出す方法はないかと尋ねると、子どものときから物忘れがひどく、そのたびにお尻を

世界から支持されてきた憲法9条

※国際会議で採択された主な宣言や声明から抜粋(かつ内は開催地)

- 1998年 5月 ハーク世界市民平和会議(オランダ)  
各国議会は、日本国憲法9条のように政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきだ
- 2005年 6月 国際民主法律家協会 第16回大会(フランス)  
人類の希望の原理を示す9条は人類の宝と言っても過言ではない。変えることに反対
- 7月 武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ(米国)  
9条はアジア太平洋全体の集約的安全保障の土台となってきた
- 06年 6月 世界平和フォーラム(カナダ)  
各国政府による、憲法での戦争放棄(例えば日本の9条)を要求する
- 07年12月 9条アジア宗教者会議(東京)  
いのちを育む教えは9条と共鳴している。日本政府に平和憲法の尊重を要求する
- 08年 5月 9条世界会議(千葉市など)  
9条を人類の共有財産として支持する国際運動をつくりあげ、武力によらない平和を地球規模で呼びかける
- 08年 7月 憲法9条&12条会議(コスタリカ)  
日本国憲法9条とコスタリカ憲法12条のように、平和条項を憲法に採択することを各国に要求
- 11月 核廃絶と外国軍事基地廃絶のための平和憲法国際会議(エクアドル)  
世界中の政府に、日本の憲法にあるような平和条項を憲法に盛り込むことを求める
- 13年10月 9条世界会議・関西(大阪)  
国連憲章の一步先をいく9条は世界でまさに必要とされている。改定、解釈改憲に反対
- 17年12月 アジア太平洋法律家協会 執行委員会(ベトナム)  
9条改憲はアジア諸国民全体に著しく影響を及ぼす



つねってもらって思い出していたと。そこで家中の腕自慢を集め試してみるが、いっこうに効かない。ついには、出入りの大工が閻魔(やっこ)でつねってみると…▼どんな閻魔のおかげか知らぬが、その使者はやっとなんと事実を思い出したらしい。「粗忽の使者」ではなく「首相の使者」の話である。「加計学園」の獣医学部新設をめぐる問題。柳瀬唯夫元首相秘書官が学園関係者と首相官邸で面会していたことを国会で認める方向となったという▼厳しい追及にも面会の事実を示す備忘録を突きつけられても「記憶の限りでは会っていない」とかたくなにおっしゃっていた方である▼与野党対立で立ち往生する国会を見て忘れたふりをやめたのかとは言まい。なににせよ、取り戻した記憶を祝いたい▼さて、せっかくである。もう少し思い出していただきたいことがある。なぜ面会したのか。首相はどう関与しているのか。まさか、そのところはどうも思い出せぬでは、世間も閻魔様も納得しまい。」

[2018年5月4日(金)]

今朝の東京新聞第1面には憲法9条に関する記事が2つ並んでいたの、以下に転載させて頂きたい。

○1面トップの『日本国憲法9条「不戦」支える「戦力不保持」』では次のように報じられていた。「日本国憲法は3日、施行から71年を迎えた。この間、条文は一文字も変わらず、自衛隊が海外で一発の銃弾も撃つことなく、日本は平和国家として歩んできた。日本国憲法の本質はどこにあるのか、世界各国の憲法と比べながら考える。まず、平和憲法の根幹とされる九条を取り上げる。◆パリ条約が源流 90年前の1928年8月27日、パリ・フランス外務省の「時計の間」。日本を含む15カ国の高官を前に、ブリアン仏外相が宣言した。「利己的で意図的な戦争に終わりをもたらす日となるだろう」1,600万人が犠牲になった第一次世界大戦の反省から生まれた「パリ不戦条約」の調印式。それまで戦争は国家の自由と考えられていたが、初めて戦争を違法とした条約だった。加盟国は63カ国に増え、「戦争なき世界」を目指した。しかし、自衛のための戦争は制限されないことが交渉過程で確認され、実効性が薄かった。日本は旧満州を占領。ドイツやイタリアも自衛の名の下に侵略を広げ、第二次世界大戦を防げなかった。大戦後、1945年の国際連合発足とともにできた国連憲章は、条約の理念を引き継いだ。国際紛争を「平和的手段」で解決することや「武力による威嚇又は武力の行使」を慎むよう加盟国に求めている。日本国憲法九条一項はこの流れをくみ、戦争放棄をうたう。ただ、戦後制定された多くの国の憲法にも同様の規定があり、九条一項が特別とは言えない。つまり、多くの国の憲法も日本と同じく「戦争放棄」の理想を掲げている。1947年制定のイタリア憲法は、紛争解決手段としての戦争などを否定。1987年制定のフィリピン憲法も「国の政策の手段としての戦争」放棄をうたう。2000年代に左派政権が誕生したエクアドルやボリビアも紛争解決手段としての戦争放棄を新憲法に掲げた。侵略や征服目的の戦争を否定した憲法も多い。ドイツは「侵略戦争の準備」を違憲とし、刑事罰も規定。フランスは1791年憲法で征服戦争放棄を定め、現行憲法も引き継いでいる。◆自衛の名の下に だが、2001年に米ブッシュ政権が「自衛のための戦争」を宣言してアフガニスタンを攻撃したように、自衛権を根拠にした軍事行動が繰り返されてきた。国連憲章は個別的、集団的自衛権を国家の「固有の権利」として認めているからだ。侵略と認めて軍事行動をするケースはほとんどない。自衛権を根拠に、多くの国は憲法で軍隊の保持も定めている。不戦の理想が実現しにくいのは、これが大きい。世界で最も強固な平和憲法とされる日本国憲法が特別なのは、九条一項の「戦争放棄」に続き、二項で「戦力不保持」を明記している点にこそある。(署名記事)」

● 日本国憲法9条の特徴

<p>2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。</p> <p>戦力不保持を規定する国はごく少数。世界で最も強固な平和憲法とされる根拠</p>	<p>1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>戦争放棄や侵略戦争の否認を憲法で規定する国は珍しくない</p>
---	--

○その左横には『「憲法の精神、広げよう」施行71年で集会』と題する社会面の記事が、次のように写真付きで掲載されていた。「日本国憲法の施行から71年となる3日、改憲の動きに反対する「5.3憲法集会」が東京都江東区の有明防災公園で催された = 写真、本社ヘリ「おおづる」から坂本亜由理撮影。参加した約6万人（主催者発表）が「九条改悪反対！」と声を上げた。登壇した憲法学者の山内敏弘さん(78)は、「安倍首相は九条に自衛隊を明記しても、任務は変わらないとウソをついている」と批判。「自民党案からは『必要最小限度の実力組織』との文言すら消え、全面的な集団的自衛権の行使が狙い



なのは明らかだ」と訴えた。NPO法人「日本国際ボランティアセンター」スタッフの加藤真希さん(31)は、トークイベントで、支援活動をしているアフガニスタンでの体験談を説明。小学校を訪れた際「銃を持った兵に父を殺された小学生の兄弟の目に復讐の決意が宿っていた」と述懐し「次の世代に憎しみが続く。武力では紛争を解決しようとしないう憲法を守り、広げていきたい」と語った。安倍政権下での九条改憲に反対して昨秋から全国で集められている署名の中間報告もあり、1,350万筆に達したと発表された。(署名記事)

[2018年5月5日(土)]

○今朝の東京新聞第1面にも『<世界の中の日本国憲法>9条編(下)「戦力不保持」G7で唯一』と題する昨日の続編が掲載されていた。「日本が戦後73年間、海外で武力行使をしなかったのは「九条があったからこそだ」との回答は69%。「他の要因もあったからだ」は29%。3~4月に共同通信社が実施した世論調査で、戦後日本の平和はひとえに憲法九条のおかげとする国民意識がくっきり示された。九条の要となってきたのが「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とした二項。一項のように戦争放棄を定めるだけでは、「自衛のための軍事行動」という理屈がつけられ、歯止めとして不十分だからだ。先進7ヵ国(G7)のうち、成文憲法を持たない英国を除く6ヵ国で「戦力不保持」を明記した憲法は日本だけ。米国、フランス、カナダ、日本と同じ第二次世界大戦の敗戦国であるドイツとイタリアは、憲法で軍隊について明記している。世界ではこの型の憲法の方が圧倒的に多い。こうした国々が、自衛などの理由で軍事行動を行うのは珍しくない。米英仏3国は4月、シリアのアサド政権が化学兵器を使用したとして巡航ミサイルを発射。「主権国家への侵略」との批判も出た。韓国も、国軍の存在を憲法に明記。かつてベトナム戦争やイラク戦争に派兵した。憲法に明文規定はないが軍隊が存在する、ロシアやインドなどのケースも。日本のように戦力不保持を明記した憲法は極めて少数だ。同様の憲法を持つ国では、中米コスタリカが憲法12条で「恒久的機関としての軍隊は禁止する」と規定。国は国家予算を医療や教育、福祉に回した。ただ、国防のために軍隊を組織できるとも規定しており、条文上は日本の九条二項の方がより徹底している。ところが今、日本では安倍晋三首相らが自衛隊の存在を明記する九条改憲を目指す。現行の一項と二項は残すとしているが、死文化するとの懸念は絶えない。アジア太平洋法律家協会事務局長の笹本潤弁護士は「軍事力を使わずに戦争を防止する日本の基本政策は、国際政治に大きな影響を与え続けている」と指摘。日本は今、海外で武力行使をする国になるかどうかの分岐点にいると訴える。(署名記事)

世界各国の憲法「戦力」に関する規定(抜粋)	
<b>戦力不保持の規定がある</b>	
日本	陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない
コスタリカ	恒久的機関としての軍隊は禁止する 米州の協定または国防のためにのみ軍事力を組織できる
その他	パナマ
<b>戦力保持の規定がある</b>	
米国	軍隊を徴募し、財政的措置を講ずる 海軍を建設し、維持する
フランス	法律は次の基本原則を定める/国防の一般組織
ドイツ	国の防衛のために軍隊を設置する
その他	イタリア、中国、韓国、カナダ、ブラジル、オーストラリア
<b>規定はないが軍隊はある</b>	
ロシア	インド
その他…ベルギー	

[2018年5月6日(日)]

○今朝の東京新聞は2面で『<世界の中の日本国憲法>映画「コスタリカの奇跡」自主上映広がる』と題して昨日の続報を掲載していたので、以下に転載させて頂く。「日本の憲法九条と同様、憲法に軍隊の保有を禁じる条文がある中米コスタリカの歩みを紹介するドキュメンタリー映画「コスタリカの奇跡～積極的平和国家のつくり方」(2016年、米国・コスタリカ合作)の自主上映会が各地で開かれている。関係者は、軍隊を持たない意味を考えてほしいと、鑑賞や上映会への協力を呼びかけている。(署名記事) 映画は、1948年の内戦終了後、軍隊廃止で浮いた国家予算を教育や福祉に振り向け、中南米屈指の識字率や平均余命を誇る民生国家に生まれ変わっていく姿を紹介。近隣国の紛争を終わらせた功績で1987年にノーベル平和賞を受賞したアリアス元大統領が登場し「無防備こそ最大の防御。軍を持たないことで強くなった」と訴える。日本では昨年夏に公開されたが、上映した映画館はわずか。「多くの人に見てほしい」と、映画関係者や有志が上映サポートの会「プラ・ヴィダ!」を立ち上げ、今年1月から試写会を開いたり、著名人に賛同を働きかけたりしてきた。賛同したコメディアン松元ヒロさんはソロライブで映画を紹介。ツイッターで「(日本の)平和憲法をたった70年で変えようという人たちにみてほしい」と発信する。松元さんのライブを見た音楽評論家湯川れい子さんは、プラ・ヴィダ!の会報で「何と美しい、素晴らしい現実でしょう。自主上映の輪を広げいきましょう」と呼びかける。これまでに同会がサポートした上映会は、東京や沖縄など6ヵ所で開催。夏までに中野区や新宿区など都内を中心に計20ヵ所で決定、さらに約20ヵ所で開催を検討しているという。配給会



ドキュメンタリー映画「コスタリカの奇跡」のポスター



社のユニテッドピープルの関根健次社長は「ここまで(上映の輪が)広がるとは思わなかった」と話している。6月1日からDVDを販売。問い合わせはプラ・ヴィダ! =電03(5802)3121へ。◆エディー共同監督「9条を世界に発信して。日本もっとやれる」 軍隊のないコスタリカから何を学ぶか。映画「コスタリカの奇跡」共同監督で、脚本も手がけた米国の社会学者マシュー・エディーさんが4月に来日した際に話を聞いた。(聞き手・安藤美由紀) (問)映画を撮ろうと思ったきっかけは。(答)私は非暴力や平和学を学んできた。コスタリカのような、軍国主義とは違う道があることを、米国人に知ってもらいたいと映画を作った。米国では軍隊がない社会を現実と受け止めることが難しかったようで『学べることはない』という意見が多かった。(問)軍隊を持たない選択は、小さな国だからできるという指摘がある。(答)それは違う。小さい国でも外交力や国際法で国は守れると考えるべきだ。大国は貿易相手国が多く、国際社会でも影響力があるから、もっとできるはずだ。(問)日本の憲法九条をどう評価するか。(答)九条はコスタリカの非武装憲法より世界に広く知られている。世界平和を実現するため、積極的に発信してほしい。コスタリカのように初等教育から戦争放棄や人権を素晴らしいこととして学ぶなど、もっとやれることがある。(問)日本には自衛隊の存在を憲法に明記すべきだとの意見がある。(答)政治指導者が憲法をごく一部でも書き換えようとする際は、その先にもっと抜本的な変化を起こそうとされていると考えるべきだ。大切なのは憲法が成立したときの理念などの原点に戻ること。成文憲法の素晴らしさは、いつでもそこに戻れる点だ。〈コスタリカ〉中米南部に位置する国。面積は5万平方キロメートル強で日本の四国と九州を合わせた程度。現在の人口は490万人。70年前の1948年革命軍を率いて内戦に勝利したホセ・フィゲレス(後に大統領に就任)が軍隊を廃止。1949年施行の憲法に、常備軍の廃止(12条)が明記された。」

○同紙の本音のコラムには『改憲論議以前』と題する右の論評が掲載されていた。最近の数年間、すなわち、第二次安倍政権発足の政治情勢を見ていると、政治家や官僚諸氏(ごく一部の方たちであることを願っているが)の常軌を逸したやり口には呆れるばかりで、とても改憲論議を行う資格すららないのではないかと思ってきたので、山口氏の論旨には全く同感である。

**本音のコラム**

安倍首相はしつこく憲法改正ムードを作ろうとしているが、おまのルールを守る意欲も能力もないう政治家に憲法改正を叫ばれると、ふざけるなど言いたくなる。常習犯の泥棒が、汝盗むなれと説教するようなものである。

憲法は国家のアクセサリではない。為政者が日々実践すべき規範である。また、憲法や法律に明記されていなくても、憲法の前提とも言うべき当然の常識がある。公務員が正確な記録を残すなどその例である。

安倍政権の異常さは、この種の常識が破壊され、さらに公務員に常識を守るよう監督する立場

にある首相以下の官僚もこの種の非行を黙認した点にある。安倍政権には順法精神がないと言わざるを得ない。

加えて、憲法論議をしたいという者は、当然日本語のルールを守らなければならない。野党議員が自衛隊の日報にあった「戦闘」の意味を尋ねる質問主意書を出したところ、政府は「国語辞典的な意味での戦闘」と自衛隊法などで定義する「戦闘行為」とは異なるという答弁を決定した。犬を見て、あれは自分の考える犬ではなく、猫でもはと言いつ張るならば、もはや議論は不可能である。政権の指導者たちは、小学校の国語と道徳からやり直した方がよい。憲法論議は政治家が言葉を正しく使えるようになるまでお預けにするしかない。(法政大教授)

**改憲論議以前**

山口 二郎

2018.5.6

[2018年5月7日(月)]

○今日は新聞休刊日であったが、河北新報は号外で、『大川小訴訟 石巻市上告へ』とのニュースを伝えていた。2016年10月の仙台地裁判決では、津波襲来後の児童に対する学校側の避難対応に問題があったとして、市・県に14億2660万円賠償の賠償を命じており、さらに遺族と市・県の双方が控訴していた仙台高裁では、先月26日に、事前の危機管理体制にも組織的な過失があったとして14億3610万円の賠償を命じていた。今回の石巻市の上告が決定すれば、宮城県もそれに同調する方針を打ち出しており、裁判はいよいよ最高裁で争われることになる。勝手な予想をさせて頂くと、差し戻しよりも判決が覆って「今回のような津波災害を予見することは不可能」との判決が下されるのではないかと恐れている。確かに今回の仙台高裁判決は、市や県の学校行政にとって大変厳しいものであるとは考えるが、

東日本大震災の津波で死亡・行方不明になった石巻市大川小の児童23人の19遺族が市と宮城県に約2億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、学校側と市教委の組織的な過失を認め、仙台高裁判決を不服とし、市が上告する方針を固めたことが7日分かった。仙台市長は上告理由の議案を市議に諮るため、丹野浩議長に臨時会の招集を伝える。県も同調する見通し。上告期限は10日。

4月26日に言い渡された控訴審判決が津波予見性に関するこれまでの最高裁や高裁

**大川小訴訟**

**石巻市上告へ**

**宮城県も同調方針**

河北新報

速報

「購読の申し込みはフリーダイヤル0120-09-3746」

13:38

の判断枠組みを超えているなどとして、最高裁の判断を仰ぐとられる。仙台市長ら市幹部は4月28日、市議会の全会派に判決内容を説明。仙台市長は「今回の判決は、組織的な過失があったと判断。市・県側には約14億3610万円の賠償を命じた。同校では児童7人と教職員10人が津波で死亡。行方不明になった。2016年10月の地裁判決は市・県に計約14億2660万円の賠償を命じ、遺族と市・県の双方が控訴した。」

もしそれが最高裁で覆ってしまえば、以前となにも変わらず、3.11の悲惨な経験から得るところは何もなくなってしまう。県による事前の被害想定を妄信することの危険性や、学校単位で日頃から地域の自然環境を熟知した上で、適切な防災計画と避難訓練を準備しておくことの重要性をこの際しっかりと自覚するためにも、地元行政と教育機関には今回の高裁判決を甘んじて受け入れて戴いたほうがよかったのではないかと愚考する次第である。

2018年5月7日

文責：瀬尾和大